

## 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としているが、制度の性格上、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、平成 30 年度から都道府県も保険者として財政運営の責任主体となることにより、市町村国民健康保険財政の安定を図ることとされた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主要な科目の歳入歳出見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

## （予算編成の基本部分の変更）

平成 29 年度までは、香美町において、保険給付費の見込みに基づき国県からの公費歳入や町独自の歳出などを見積もった上で、不足する額を国保税として賦課徴収していた。

平成 30 年度からは、兵庫県が県下統一した方法により保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業納付金として、各市町に対して納付を求める。各市町においては、示された納付金に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収することになる。

また、各市町の保険給付費の財源については、財政の責任主体である県が確保することになるため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除き、全て県から交付される。

また、被保険者数は、平成 30 年度の当初予算では一般被保険者を県通知に基づき 4,460 人（平成 29 年度当初 4,780 人）として国保税を見込んでいる。

## 2. 予算総額 2,043,000 千円（対前年 △762,000 千円減、△27.2%減）

## 3. 制度改正に関すること（広域化を除く）

国保税医療分の賦課限度額が 40 千円引き上げられ 580 千円となり、後期高齢者支援金等分の 190 千円、介護納付金分の 160 千円と合わせて、合計の限度額は 930 千円となる。

一方で、物価上昇等を考慮して、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げが行われ、軽減対象者が拡大される。

また、平成29年度に引き続き、70歳以上の被保険者にかかる高額療養費の負担上限額が見直される。

#### 4. 歳入に関すること

##### (1) 基金繰入金

基金繰入金は、国保税率及び基金残高等を考慮し、14,331千円（税軽減分5,500千円、予備費分8,831千円）を計上する。その結果、平成30年度末の基金残高見込みは53,114千円となる。

##### (2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となるが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県から示された国民健康保険事業納付金の額に基づき算出した、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

平成30年度においては、対前年△103,807千円減（△23.5%減）の338,156千円を計上する。基金繰入後の一般被保険者1人当たり国保税は、94,700円（前年度税率算定時94,711円）を見込んでいる。

##### (3) 県支出金（保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金）

県から示された保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金の額を計上する。

普通交付金については、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除いた額を計上する。

特別交付金については、保険者による糖尿病の重症化予防にかかる取組や収納率の向上にかかる取組など、国保事業への保険者の取組度合いにより交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、県要綱に基づく県繰入金分、特定健診の実施に対する従来の国・県負担割合相当額となる特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県から示された額を計上する。

##### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、基盤安定繰入金の減等により対前年△10,607千円減（△6.6%減）の149,269千円を計上する。

##### (5) 廃止科目

療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金（国・県）、財政調整交付金（普通交付金）、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等については、県特別会計において県下市町分がまとめて歳入歳出されるため、市町特別会計においては廃止となる。

## 5. 歳出に関すること

### (1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金を除き、県通知額に基づき計上する。

保険給付費の推計については、平成 29 年度被保険者 1 人当たり診療費の推計額をもとに、平成 27 年度から平成 29 年度までの被保険者一人当たり診療費の伸び率を考慮し算出された額に保険給付率を乗じ、公費算定額を減じることにより推計されている（兵庫県下同一の推計方法）。

なお、保険給付費については、任意給付である結核医療付加金以外の全額が県から交付される。

### (2) 国民健康保険事業納付金

制度改正により新設された科目であり、国保税を主たる財源として県へ納付するもの。県から示される額に基づき、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

### (3) 廃止科目

前期高齢者納付金、前期高齢者関係事務費拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入歳出が県特別会計で完結するため廃止となる。後期高齢者支援金、介護納付金については、前述のとおり国民健康保険事業納付金の一部として計上される。また、老人保健事務費拠出金は平成 29 年度で精算が完了するため廃止となる。

## 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

### 1. 佐津診療施設勘定

#### (1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 30 年度は週 2 日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

#### (2) 予算総額 21,230 千円（対前年 △770 千円減、△3.5%減）

#### (3) 歳入に関すること

- ・ 事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費補助について、診療日数の減により対前年△1,734 千円減の 2,838 千円を計上する。
- ・ 一般会計からの繰り入れにより交付税分 7,000 千円、単年度の赤字解消分 3,003 千円を計上する。

#### (4) 歳出に関すること

- ・ 週 2 日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・ 医療スタッフは、非常勤医師 1、事務員 2、看護師 2 としている。
- ・ 往診車両が老朽化しているため更新する。
- ・ 滅菌器が老朽化しているため更新する。

## 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

### 2. 兎塚・川会診療施設勘定

#### (1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所、川会診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成30年度は、通年で週4日（兎塚2、川会2）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金で計上した予算編成としている。

#### (2) 予算総額 36,904千円（対前年 △896千円減、△2.4%減）

#### (3) 歳入に関すること

- ・ 事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、対前年△170千円減の3,056千円を計上する。
- ・ 一般会計からの繰り入れにより交付税分14,000千円、単年度の赤字解消分1,815千円、公債費（過疎債）分3千円を計上する。

#### (4) 歳出に関すること

- ・ 通年で週4日（兎塚2、川会2）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・ 医療スタッフは、医師1、事務員2、看護師2としている。
- ・ 老朽化により更新が必要な低周波治療器について、各診療所1台の購入費3,522千円を計上する。

## 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

### 3. 小代診療施設勘定

#### (1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 30 年度は、常勤医師により通年週 5 日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

#### (2) 予算総額 205,921 千円（対前年 21,621 千円増、11.7%増）

#### (3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、平成 29 年度実績見込みをもとに 147,051 千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、前年と同額の 14,489 千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分 7,000 千円、施設整備分 7,684 千円、単年度の赤字解消分 4,687 千円、公債費分 3,560 千円を計上する。
- ・施設整備費のうち改修工事にかかるものについては、過疎対策事業債を充当し、17,200 千円を計上する。

#### (4) 歳出に関すること

- ・通年で週 5 日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師 1、事務員 2、看護師 2 としている。
- ・個別施設計画に基づく施設整備として、旧医師住宅の解体撤去費用及び診療所の改修費用について計上する。

## 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

### 4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

#### (1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所、川会歯科診療所の運営にかかる経費を計上する。

平成 30 年度は、前年度と同様兎塚歯科が週 3 日、川会歯科が週 2 日の計週 5 日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上している。また老朽化により診療に支障をきたしている治療用チェア等の医療用機器の購入費、所長室がない川会歯科診療所について所長室増設工事費を計上した予算編成としている。

#### (2) 予算総額 108,864 千円（対前年 △7,246 千円減、△6.2%減）

#### (3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、84,267 千円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、施設整備費、医療用機械器具費、修繕費等の財源として 18,043 千円を計上する。

#### (4) 歳出に関すること

- ・兎塚週 3 日、川会週 2 日の診療体制とし、前年度実績見込を基に必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、歯科医師 1、事務員 1、歯科衛生士 5、歯科技工士 1、歯科助手 2 の経費を計上する。
- ・治療用チェアの購入費 7,000 千円を計上する。
- ・川会歯科所長室増設工事費として設計管理業務委託料も含め、10,920 千円を計上する。

## 後期高齢者医療保険事業特別会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

平成30年度は保険料率の改定年度となるため、改定後料率に基づく保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

## 2. 予算総額 301,563千円（対前年2,533千円増、0.8%増）

## 3. 制度改正に関すること

- (1) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、平成30・31年度は、所得割率10.17%（増減なし）、均等割額48,855円（558円増）、賦課限度額は62万円（5万円増）となる。また、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げが行われ、軽減対象者が拡大される。

※（ ）内は、平成28・29年度との比較

- (2) 保険料の軽減特例（所得割軽減や元被扶養者に対する軽減）について、平成29年度から段階的に縮小されており、平成30年度からは所得割の軽減特例が廃止される。
- (3) 不均一賦課地区については、平成29年度までは三川・大楯、御崎、土生、粗岡、丸味の6地区が該当していたが、平成28年度、平成29年度の激変緩和措置を経て、平成30年度からは不均一賦課が廃止される。

## 4. 歳入に関すること

- (1) 後期高齢者医療保険料は対前年△1,220千円減（△0.6%減）を見込み、保険料負担金と同額の212,661千円を計上している。
- (2) 一般会計繰入金は、対前年3,696千円増の87,772千円（事務費繰入2,110千円、保険基盤安定繰入85,662千円）を計上している。  
保険基盤安定繰入分の3/4は県負担金の交付を受ける。

## 5. 歳出に関すること

- (1) 広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、平成30年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は平成28年度実績、保険基盤安定負担金は平成29年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金212,661千円、保険基盤安定負担金85,662千円で、対前年2,481千円増の298,325千円（延滞金1千円・繰越金負担金1千円含む）を計上している。



## 介護保険事業特別会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

併せて、平成 28 年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業において、自立支援の観点から高齢者によりふさわしいサービス利用を提供することで要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を図るとともに、元気な高齢者には介護等の担い手として社会参加することで積極的な健康づくりを推進していく。

## 2. 予算総額 2,397,767 千円（対前年 60,877 千円増、2.6%増）

## 3. 歳入に関すること

介護保険料については、第 7 期介護保険事業計画概算値を基に設定

また、低所得者の保険料軽減のため、国 1/2・県 1/4・町 1/4 の公費負担により、2,867 千円を一般会計から繰り入れることとしている。

## 4. 歳出に関すること

## (1) 保険給付費

前年度の利用者の実績と第 7 期計画での推計額を基に算定

認定者数も引き続き増加しており、総合事業以外の予防給付サービスの利用も増加しているため、介護予防サービス費を対前年比 15,280 千円増 (62.4%増)、介護予防サービス計画費を対前年比 2,250 千円増 (26.3%増) としている。

また、平成 29 年度整備の小規模多機能型居宅介護事業所が運営を開始することに伴い、地域密着型介護サービス費を対前年比 43,180 千円増 (13.4%増)、地域密着型介護予防サービス費を対前年比 4,000 千円増 (307.7%増) としている。

## (2) 地域支援事業費

## ① 介護予防・生活支援サービス事業費 (80,052 千円)

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する費用を計上

## ② 介護予防ケアマネジメント事業費 (7,239 千円)

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 (34,896 千円)

センターに配置した介護支援専門員の更新研修費などを計上。要援護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防

及び重度化防止を図る。

③一般介護予防事業費（6,222千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サークルの全町展開など、効果的な事業展開を図る。

④認知症総合支援事業費（16,259千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

## 財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨  
長井財産区の適正な管理運営を行う。
2. 予算総額 1,635 千円（対前年 △168 千円減、△9.3%減）
3. 歳入に関すること  
財産区有土地貸付収入として 339 千円を見込んでいる。
4. 歳出に関すること  
長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金 490 千円（前年より 50 千円増）などを計上している。

## 町立地方卸売市場事業特別会計

### 1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

### 2. 予算総額 733 千円（対前年 △49 千円、△6.3%減）

### 3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金 732 千円、繰越金 1 千円を見込んでいる。

### 4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費 733 千円を計上している。

### 5. その他

当該施設のせり場は、昭和 56 年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成 21 年 9 月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成 29 年 7 月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

## 国民宿舎事業特別会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

健全な宿泊休養施設を提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上を目的とし、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えを基本とした予算編成を行っている。

## 2. 予算総額

22,150 千円（前年対比 △5,031 千円減、△18.5%減）

## 3. 平成 29 年度当初予算からの変更点

指定管理者である株式会社香住観光公社の経営安定を図るため、平成 30 年度の指定管理料の算定方法を変更した。

## 【平成 29 年度】

国民宿舎使用料収入から 5,500 千円（町債償還元金の一部）を控除した額

## 【平成 30 年度】

国民宿舎使用料と同額

## 4. 歳入に関すること

国民宿舎使用料として 18,840 千円（前年対比 △6,493 千円減、△25.6%の減）を見込んでいる。

町債償還元金及び利子分を含む特別会計事務的経費の財源として、一般会計繰入金 2,962 千円（前年対比 1,462 千円増、97.5%の増）を計上している。

## 5. 歳出に関すること

指定管理料として 18,840 千円を計上している。

過年度において観光施設整備事業債で実施した施設・設備の改修費等の町債償還元金及び利子分として、計 2,335 千円（前年対比 △4,152 千円減、△64.0%の減）を計上している。

## 矢田川憩いの村事業特別会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、日帰り温泉施設における良好なサービスを提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上を目的としており、平成 30 年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えを基本としている。

## 2. 予算総額

27,053 千円（前年対比 △4,518 千円減、△14.3%減）

## 3. 歳入に関すること

入浴料収入として 23,124 千円（前年対比 △2,577 千円減、△10.0%減）を見込んでいる。

歳出経費に対して収入が不足するため、一般会計繰入金 3,885 千円を見込んでいる。

## 4. 歳出に関すること

指定管理料 19,524 千円については、毎月の入浴料収入から 300 千円（年間 3,600 千円）を控除した額を計上している。

一般会計繰出金（起債償還分）6,104 千円を計上している。

## 公立香住病院事業企業会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

将来にわたり町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師の招へいに全力で取り組むとともに、公立香住病院新改革プランに基づき、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

## 2. 収益的収入及び支出

収入 1,288,108 千円 (対前年 △29,857 千円減、△2.3%減)

支出 1,286,413 千円 (対前年 △30,249 千円減、△2.3%減)

## 3. 収益的収支に関すること

## (1) 収入に関すること

① 医業等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区 分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 13,505 人 うち一般病床 10,731 人 うちケア病床 2,774 人 外来) 53,000 人 うち一般 48,700 人 うち透析 4,300 人	入院) 一般病床 25,000 円 ケア病床 29,400 円 外来) 一般外来 5,700 円 人工透析 29,500 円	入院) 74%
介護老人保健施設収益	入所) 16,644 人 通所) 1,850 人	入所) 9,850 円 通所) 10,250 円	入所) 95% 通所) 76%
訪問看護ステーション収益	2,724 人	7,284 円	
居宅介護支援事業収益	456 人	11,311 円	

② 一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 224,345 千円を計上している。

## (2) 支出に関すること

① 診療体制は、常勤医師 4 人 (総合診療科 2 人、耳鼻咽喉科 1 人、泌尿器科 1 人) 及び嘱託医師 4 人 (総合診療科 2 人、整形外科 1 人、小児科 1 人) 計 8 人の医師で診療を予定している。

② 地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

#### 4. 資本的収入及び支出

収入 132,515 千円 (対前年 22,808 千円減、14.7%減)

支出 210,986 千円 (対前年 37,360 千円減、15.0%減)

#### 5. 資本的収支に関すること

##### (1) 収入に関すること

①企業債は、建設事業費に 5,300 千円、医療機械購入費に 10,400 千円の計 15,700 千円を見込んでいる。

②一般会計出資金は、企業債元金償還金に 96,474 千円、建設改良費に 20,341 千円、計 116,815 千円の収入を見込んでいる。

##### (2) 支出に関すること

①建設改良費は、医師住宅改修、病棟ナースコール設備改修など建設事業費に 23,000 千円、多項目自動血球分析装置など医療機械購入費に 12,000 千円、病棟ベッド、介護老人保健施設ベッドなど器具備品購入費に 5,000 千円の計 40,000 千円を見込んでいる。

②企業債元金償還金として 157,746 千円を見込んでいる。

③医師修学資金貸与 1 件 1,800 千円、医療技術者修学資金貸与 2 件 1,440 千円、医師修学資金一時金貸付 1 件 10,000 千円を見込んでいる。



## 水道事業企業会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 安全安心な水の安定供給を推進するため、新水源の確保や老朽施設の更新整備を実施する。
- (2) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。

## 2. 収益的収入及び支出

収入 471,871 千円 (対前年△22,782 千円減、△4.6%減)

支出 636,587 千円 (対前年 644 千円増、0.1%増)

## 3. 収益的収支に関すること

## (1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、327,071 千円 (対前年△16,817 千円減、△4.9%減) の収入を見込んでいる。平成 29 年度決算見込みを基に、人口減少等による有収水量の減少を考慮している。
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 14,243 千円 (対前年△2,057 千円減、△12.6%減) を計上している。繰出し基準に基づく一般会計繰入金を計上している。
- ③ 長期前受金戻入として 110,143 千円 (対前年△2,524 千円減、△2.2%減) の減価償却相当収益化分を計上している。

## (2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費 223,511 千円 (対前年 4,562 千円増、2.1%増)、企業債利子等償還に係る経費 49,540 千円 (対前年△4,641 千円減、△8.6%減) を計上している。
- ② 減価償却費として 349,577 千円 (対前年 3,485 千円増、1.0%増) を計上している。

## 4. 資本的収入及び支出

収入 281,529 千円 (対前年 15,256 千円増、5.7%増)

支出 439,177 千円 (対前年 19,183 千円増、4.6%増)

## 5. 資本的収支に関すること

## (1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良分として 171,800 千円 (対前年△12,200 千円減、△6.6%減) を計上している。

② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 89,728 千円（対前年 18,957 千円増、26.8%増）を計上している。

(2) 支出に関すること

① 原水及び浄水設備費 132,200 千円（対前年 83,200 千円増、169.8%増）

ア) 現水源の濁水対策等を推進するため、訓谷取水施設整備事業に係る浄水施設整備工事費、送水管布設工事費及び工事監理業務費を計上している。

イ) 守柄区及び加鹿野区の森水系への統合整備が完了したことにより、守柄旧浄水施設等の撤去に関する詳細設計業務費及び工事費を計上している。

また、撤去工事時に支障となる果樹の補償費を計上している。

ウ) 大梶水系において、安定して原水の滅菌を行うため、薬注ポンプ新設に必要な工費を計上している。

エ) 小代水系の濁水対策として、秋岡浄水場における水処理施設改良に関する検討業務費を計上している。

オ) 老朽施設対策として、電動弁更新、滅菌機更新、薬注ポンプ更新、水位計更新、取水ポンプ更新、送水ポンプ更新、コンプレッサー更新、サンプリングポンプ更新及び非常用発電機更新に必要な工事請負費を計上している。

② 配水設備費 88,763 千円（対前年△59,772 千円減、△40.2%減）

ア) 老朽配水管に係る耐震対策を進めるため、JR軌道下（通玄寺踏切）の配水管整備事業に係る推進工事のJR委託業務費及び配水管更新工事費を計上している。

イ) 県道香住村岡線における矢田橋の新設（兵庫県施工）に伴い、本年度実施される左岸の橋台新設工事に支障となる既設配水管の移設工事費を計上している。

ウ) 守柄区及び加鹿野区の森水系への統合整備が完了したことにより、守柄旧配水池等の撤去に関する詳細設計業務費及び工事費を計上している。

エ) 老朽施設対策として、配水流量計更新、水位計更新及びポンプ等更新に必要な工事請負費を計上している。

③ 営業設備費 2,503 千円（対前年△280 千円減、△10.1%減）

公用車の更新に要する経費等を計上している。

④ 企業債償還金 215,711 千円（対前年△3,965 千円減、△1.8%減）

企業債元金償還に要する経費を計上している。

## 下水道事業企業会計

## 1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 効率的な施設管理を推進するため長井南処理区と長井北処理区を香住処理区に統合する予定であることから、当年度は、統合の実施に向けた手続きとして必要となる「香美町公共下水道事業計画」などを変更する。
- (3) 下水道接続促進のため、平成29年度に実施した調査を踏まえ、接続率向上に向けた啓発活動を進める。

## 2. 収益的収入及び支出

収入 1,563,087 千円 (対前年 △61,779 千円減、△3.8%減)

支出 1,499,809 千円 (対前年 △83,388 千円減、△5.3%減)

## 3. 収益的収支に関すること

## (1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は、364,092 千円 (対前年△5,503 千円、△1.5%減) の収入を見込んでいる。平成29年度決算見込みを基に、接続件数の増加及び人口の減少による有収水量の増減を考慮している。
- ② 他会計負担金は、一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金10,940千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として720,883千円(対前年△33,364千円、△4.4%減)を計上している。
- ④ 長期前受金戻入として466,370千円(対前年△22,996千円、△4.7%減)の減価償却相当収益化分を計上している。

## (2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費329,528千円、企業債利子償還に係る経費242,357千円を計上している。
- ② 減価償却費として907,711千円(対前年△38,149千円、△4.0%減)を計上している。

## 4. 資本的収入及び支出

収入 516,535 千円 (対前年△39,546 千円減、△7.1%減)

支出 1,021,254 千円 (対前年△33,090 千円減、△3.1%減)

## 5. 資本的収支に関すること

### (1) 収入に関すること

- ① 企業債は、元金償還に係るものとして 382,000 千円（資本費平準化債 358,600 千円、特別措置分 23,400 千円）を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 132,534 千円を計上している。

### (2) 支出に関すること

- ① 企業債償還金（1,021,254 千円）
  - ア) 企業債元金償還に要する経費 1,021,254 千円を計上している。